

津波災害防止措置

別表 2

区分	発令基準	実施事項
注意喚起	地震の観測により、気象庁から潮位変動等に関する注意喚起がなされたときに行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集し、潮位変動等に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
第1警戒体制 (準備体制)	地震の発生により、気象庁から香川県沿岸に津波注意報 ^{※1} が発表されたときに発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 船舶は、荷役・作業等中止し、必要な避難準備を整える。 3 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
第2警戒体制 (避難勧告)	地震の発生により、気象庁から香川県沿岸に津波警報 ^{※2} 又は大津波警報 ^{※3} が発表されたときに発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の地震・津波情報等を収集する。 2 船舶は、直ちに荷役・作業等中止し、港域外の安全な海域^{※4}へ避難する。 ただし、津波到達予想時刻までに港域外の安全な海域へ避難を完了することが困難な船舶及びタグボートによる離岸支援が不可欠な船舶等は、できる限り「投錨、増索等の係留強化」、「油・積荷等の流出防止」、「開口部閉鎖等の浸水防止」等の措置を執り、乗組員等を陸上避難場所に避難させることができる。 3 フェリー及び旅客船は、津波到達予想時刻までに余裕をもって最寄りの陸上避難場所へ旅客等を避難させることが困難な場合は、旅客等を乗船させたまま港域外の安全な海域^{注4}へ避難することができる。 4 小型船舶は、津波到達予想時刻までに余裕をもって港域外の安全な場所^{※4}に避難することが困難な場合は、できる限り係留強化、陸揚げ固縛等の流出防止措置を執り、乗組員等を陸上避難場所に避難させることができる。 5 船舶は、避難の妨げとなる航路及び港の出入口付近に停泊してはならない。 6 港域外の船舶は入港を見合わせ、錨泊中の船舶は機関を使用する。
解除	香川県沿岸に発表された津波注意報が解除されたときに発令する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 水路及び係留施設等の情報等を入手し、安全を確認して入港する。 2 水中障害物、漂流物等に注意して入港する。

※1 津波注意報（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下で、津波による災害のおそれがある場合）

※2 津波警報（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

※3 大津波警報（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

※4 巨大地震発生時においては、備讃瀬戸海域航行中の船舶交通の混乱を避ける為、原則、東（播磨灘方面）に向け避難すること。（別図参照）

（地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、最初に発表される「大津波警報」や「津波警報」では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表される。）

注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。

2 VHF搭載船は、国際VHF16chを聴取すること。

3 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適正な入力を行うこと。